

宮崎学園短期大学履修規程

(目的)

- 第1条 この規程は、学則第14条に基づき、授業科目の履修について必要な事項を定めるものとする。
- 2 教育課程については、学則第5条の規定に基づき、学科別カリキュラムを別に定める。
- 3 卒業要件等は、学則第6条、第7条、第8条、第9条、第10条の規定に従う。

(授業時間)

第2条 授業時間は次の通りである。

1時限目	9:05～10:35
2時限目	10:45～12:15
3時限目	13:00～14:30
4時限目	14:40～16:10

(休講・補講)

- 第3条 大学または授業担当者にやむを得ない事情が生じた場合、授業を休講とすることがある。
- 2 授業実施時間数が、シラバス記載に不足する場合は補講を実施する。
- 3 休講・補講の通知は、教務部掲示板およびユニバーサルパスポートへの掲示によって行う。
- 4 宮崎市に、「特別警報」発令、または「暴風・大雨・洪水警報」が同時に発令されている場合は、当日の全講義を休講とする。ただし、警報のいずれかが解除された場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

警報解除時刻	授業開始時刻
午前6時までに解除	平常どおり
午前6時から午前10時までに解除	3時限目から
午前10時以降に解除	終日休講

注1) 交通機関が麻痺し、通学不能となった場合は、運休・遅延証明書をもって公欠扱いとする。

注2) 電話による問い合わせには、混乱を避けるため応じない。

注3) 代替交通機関を利用して登学が可能と判断できる場合は、危険のない限り登学に努めること。

(履修登録)

- 第4条 学生は、シラバスおよび授業時間割表の例等を参照しながら、学期ごとに各自の時間割を作成し、履修登録を行う。
- 2 履修登録は教務から指示された方法によって、定められた期間内に行わなければならない。
- 3 他の学科の科目を履修する者は、必ず「他学科授業科目履修届」を提出しなければならない。
- 4 定められた期間を過ぎて、履修登録漏れ等の不備があった場合、当該科目の履修を認めない。
- 5 定められた期間内に履修登録をしていない者は、やむを得ない理由がある場合を除き修学の意志がないものとみなして、退学を勧告する。
- 6 その他履修登録における履修条件等の細則は別に定める。

(履修登録の変更)

- 第5条 履修登録した科目を変更、あるいは追加、取り消しをする場合は、定められた期間内に所定の手続を行わなければならない。
- 2 定められた期間を過ぎた後には、履修登録科目の変更、追加、取り消しは認めない。

(履修登録の上限)

- 第6条 単位制度の実質化を図るために、各学期に履修登録できる単位数の上限は30単位とする。

- 2 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目とする。
- 3 通年開講科目および集中講義による科目の履修登録単位数は、その2分の1を各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。
- 4 次の各号に掲げるものについては、上限単位の計算から除くものとする。
 - (1) 実習および実習前後指導に関する科目
- 5 なお、通算GPAが3.0以上の者はこの上限を超えて履修することができる。

(出席・遅刻・欠席)

第7条 授業は開始時間から終了時間までの受講をもって出席とする。

- 2 30分を超える遅刻・早退は、欠席扱いとする。
- 3 30分以内の遅刻・早退は、3回をもって欠席1回とみなす。
- 4 やむを得ない理由で授業を遅刻・早退・欠席する場合は、その旨を授業科目の担当教員に申し出なければならない。
- 5 欠席が連続して1週間を超える場合、欠席届を提出することとする。
- 6 3ヶ月以上の欠席になる場合は、学則第26条および第27条に従うこととする。

(公認欠席)

第8条 次の各号に該当するものは公認欠席（以下「公欠」という）とする。

- (1) 出席停止
- (2) 学外実習・就職試験等
- 2 公欠については、定期の学外実習を除いて、事前に公欠・忌引届を教務に提出しなければならない。やむを得ず提出が遅れた場合でも2週間以内に届け出ること。その手順は、最初に関係者の認印を受け、次に授業科目の担当教員の認印を得て提出することとする。
- 3 公欠として取り扱う範囲、及び関係者は次のとおりとする。
 - ① 実習についての打合せなど（関係者：実習指導課長あるいは実習担当主任）
 - ② 就職試験及びそれに準ずるもの（関係者：キャリア教育センター職員）
 - ③ 学校保健安全法による出席停止の場合（関係者：学生課長）
 - ④ その他、教務部長の承認を得た場合（関係者：教務部長）
- 4 前項③の場合は医師の診断書を添えることとする。ただし、インフルエンザの場合はそれに準じた書類（処方箋等）も可とする。
- 5 公欠は、出席すべき授業実施数から減じる。

(忌引)

第9条 忌引については、公欠・忌引届を2週間以内に教務に届け出なければならない。その手順は、最初にアドバイザー教員の認印を受け、次に授業科目の担当教員の認印を得て提出することとする。

- 2 公欠・忌引届には、会葬礼状等を添えることとする。
- 3 次の連続した日数（土日休祝日を含む。遠距離の場合は下の日数に往復の日数を加算する。）を認める。

親・配偶者	7日
子	5日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯父伯母・叔父叔母・曾祖父母	1日
- 4 忌引は、出席すべき授業実施数から減じる。

(試験)

第10条 試験には、授業時間中に随時行われる試験、各学期末特別試験、研究報告及び論文などがある。

(受験資格)

第11条 試験は、次の各号のいずれかに該当するときは受験できない。

- (1) 各科目の授業実施数の3分の2以上の時間数を出席していない場合。
- (2) 授業料その他の納入金が未納の場合。
- (3) 受験時に学生証の提示がない場合。
- (4) 試験開始後15分以上遅刻した場合。

(仮学生証)

第12条 仮学生証（学生部長発行）をもって、学生証に代えることができる。

2 仮学生証の発行は、一人の学生に対して同一学期内（追試験・再試験を含む）に一回のみとする。

(通年科目)

第13条 通年科目は年間を通して科目を履修し、成績は各学期末試験等を総合して評価される。

2 前期末特別試験時において、通年授業実施時間数の3分の1を超える欠席をしている者は、当該試験を受験できず失格とする。

3 後期から前期にかけて実施される通年科目は前項の前期と後期を入れ替えて読む。

(追試験)

第14条 病気・事故・忌引・公欠等やむを得ないと認められる理由で、最終成績評価に関わる試験科目を受験できなかった学生には、追試験を許可することがある。

2 病気・事故・忌引・公欠等の理由で欠席する場合は、すみやかに教務係及び試験科目担当教員に連絡しなければならない。

3 病気・事故の場合はその証明書、忌引・公欠の場合は公欠・忌引届を添えて、追試験願を教務係に提出しなければならない。

4 追試験受験者の成績処理は、当該試験を通常受験した者と同等に扱う。

(再試験)

第15条 学期末特別試験において不合格であった学生には、再試験を許可することがある。再試験については、成績結果揭示とともに通知する。

2 再試験を希望する場合は、再試験願を教務係に提出しなければならない。

3 同一試験科目の再試験は二度までとし、その場合も再試験願を提出しなければならない。

4 再試験によって合格した者の点数は60点とする。

(不正行為)

第16条 試験中に不正行為をした者については、当該科目及び当該学期に実施した試験をすべて無効とし、学則第60条、宮崎学園短期大学学生の懲戒に関する規程、及び宮崎学園短期大学試験不正行為等取扱内規に基づき懲戒する。

(成績評価)

第17条 成績は、評価と付与するG P（Grade Point）を次のように定める。

評価	100点満点での評価	G P	評価基準
A（秀）	90点以上	4.0	授業目標を達成し、極めて優秀な成績をおさめている
B（優）	80点～89点	3.0	授業目標を達成し、優秀な成績をおさめている
C（良）	70点～79点	2.0	授業目標を十分達成している
D（可）	60点～69点	1.0	授業目標を最低限達成している
F（不可）	60点未満	0	授業目標を達成していない

- 2 A (秀), B (優), C (良), D (可) を合格とし, F (不可) は不合格とする。
- 3 F (不可) の評価を受けた科目は単位を修得できない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は, 当該科目の成績を失格とする。
 - (1) 各科目所定の単位所要時間 (実際の開講時間) を, 3 分の 2 以上出席していない者。
 - (2) 学期の初め, あるいは途中から履修を放棄した者。
 - (3) 学期末特別試験の受験を放棄した者。
 - (4) その他, 成績が付けられない者。
- 5 履修登録後, 正規の取り消し手続を行わず履修を放棄した科目は, GP を 0 とする。
- 6 成績評価に対する異議申立てに関する細則は, 別に定める。

(GPA の算定方法)

第18条 GPA (Grade Point Average) とは, 一定期間において履修した, 各授業科目の成績に関わる GP に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を, 履修した授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。

- 2 GPA は, 当該学期における学期 GPA と在学期間中における全期間を対象とする累積 GPA の二種類とし, それぞれ次に定める方法により計算する。ただし, 小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

学期 GPA = (当該学期に評価を受けた科目の GP × その科目の単位数) の総和 / 当該学期の総履修登録単位数

累計 GPA = (入学時からの評価を受けた科目の GP × その科目の単位数) の総和 / 入学時からの総履修登録単位数

(GPA に基づく学修指導)

第19条 学期 GPA が 1.5 未満の学生に対しては, 個別指導を行う。

- 2 2 学期連続して学期 GPA が 1.5 未満の場合は, 保証人 (保護者等) 同席での指導を行う。
- 3 前項までの指導を受けてもなお学修態度に改善が見られない場合は, 卒業延期又は退学勧告を行うことがある。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は, 教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は, 平成 6 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 平成 12 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 平成 15 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 平成 25 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 平成 26 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 平成 27 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 平成 28 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 令和 2 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

この規程は, 令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は, 令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は, 令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は, 令和 7 年 4 月 1 日から適用する。